

北原区自主防災会規約

名称

第1条 この会は、北原区自主防災会(以下「自主防災会」という)と称する。

事務所

第2条 自主防災会の事務所は、平常時は区長宅に置く。ただし、緊急時は北原公民館に置くものとする。

目的

第3条 自主防災会は、住民が互いに連携協力し、助け合っって自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震、その他の災害(以下「災害」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

事業

第4条 自主防災会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 「災害」の発生時における情報伝達・収集、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水等の応急対策に関すること。
- (3) 必要に応じ、自主避難所を開設・運営すること（開設・運営主体の概要については別項に記載）。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用機材等の備蓄に関すること。

組織

第 5 条 自主防災会は、区長を本部長とする「自主防災会本部」の下に、北原区役員・各種団体役員等をもって構成する「本部応急活動班」、並びに各組長。評議委員・班長をもって構成する「各組単位組織」とし、その組織構成は別図 1(自主防災会組織図)及び別図 2(防災情報連絡網・系統図)とする。

本部の設置

第 6 条 区長は、災害が発生し又は発生が予知されるときは、前条に基づき、画ちに自主防災会本部を設置するものとする。

役員

第 7 条 自主防災会に次の役員を置く。

【自主防災会役員】

本部長	1名(区長)
副本部長	3名(副区長、会計)
防災指導員	2名(防災に関する知識を有する者の中から 区長が任命する者)
組長	8名(各組長)
応急活動班長・副班長	14名(情報伝達・収集班、初期消火班、救出。 救護班、避難誘導班、給食・給水班)

(2) 役員の任命は、北原区役員・組長等への就任をもって自動的に発生し、当該役職の辞任をもって前項役員の解任とする。

役員等の任務

第8条

- (1) 本部長は、防災会を代表して会務を統括し、災害発生時には市対策本部（又は市消防本部）と連携を保ち応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐するとともに本部長不在のときには、その職務を代術し、防災担当として平時における防災訓練等を立案・実施し、防災技術、意識の向上に努める。
- (3) 防災指導員は、防災等に関する指導助言を行う。
- (4) 組長は、各組における災害発生時における救急活動の指揮命令を行うとともに、本部長との連絡調整に当たる。また、平時における組単位の防災訓練等を計画実施し、住民の防災意識の向上に努める。
なお、各組長は、あらかじめ当該組の評議委員中1名を「副組長」に指名しておき、組長不在のときは、その職務を代行させるものとする。

(5) 本部応急活動班

①本部班（区長、各組長）

防災機関への通報、警報・情報の受理、各組長・各救急活動班への連絡指示、各組・班からの情報受理、被害状況の調査等。

②情報伝達・収集班（各組長・班長、少年育成委員）

警報・情報の伝達、避難命令の伝達、被害状況の調査、報告等

③初期消火班（消防第二分団北原班、公民館役員、環境美化推進会）

出火防止の呼びかけ、初期の消火活動等

④救出・救護班（民生児童委員、福祉推進員、保健補導員）

負傷者の応急手当、負傷者の収容・移送手配等

⑤避難誘導班（交通安全協会役員、各組長・班長、育成会役員

避難誘導、人員点呼・確認、交通の整理等

⑥給食・給水班（日赤奉仕団、公民館維持・防火管理者）

炊出し給食活動、食料補給、給水車による給水作業員の派遣、救援物資の配分等

会議・防災計画

第9条

(1) 本部長は、必要の都度役員会(以下「自主防災会議」という)を開催し災害における被害防止及び軽減を図るため次の事項について計画実施を図るものとする。

① 防災訓練の実施に関すること

② 防災知識の普及に関すること。

③ 災害発生時における情報伝達・収集、初期消火活動、救出。救護、避難誘導及び給食。給水等の応急対策に関すること。

④ その他必要事項

(2) 本部長は、必要と認められるときは、防災についての知識・被災経験のある者等を自主防災会議に出席要請し、意見聴取・指導を受けることができる。

(3) 自主防災会議で決定した事項は、北原区評議委員会に提議し審議を受けるものとする。

経費

第10条 自主防災会の運営に関する費用は、各組単位で計画する防災訓練等に要するものを徐き、北原区一般会計から支出するものとする。

自主避難所の開設・運営主体の概要（第4条3項）

第11条

(1) 自主避難所の開設・運営に際しては、災害・被害状況に応じ避難所運営組織を設立し、

避難所運営委員会を設置し、次の役員を置く。

【避難所運営委員会】

委員長（第7条防災会役員の本部長が兼ねる）

副委員長（同、副本部長のうち1名が兼ねる）

事務局長（同、副本部長のうち1名が兼ねる）

(2) 避難所運営委員会の活動班は、第8条第5項の本部応急活動班が兼ねる。

【避難所運営委員会活動班】

①総務班（同、本部班が兼ねる）

：事務局、関係機関と調整、施設の管理

②情報班（同、情報伝達・収集班が兼ねる）

：避難者の管理、情報提供

③支援班（同、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班が兼ねる）

：健康・衛生管理、清掃、ごみ処理、食料・物資の調達

④ボランティア班（同、初期消火班が兼ねる）

：ボランティアの受入れ、配置等

⑤各組の班長

：居住区割の代表者

- (3) 自主避難所の開設・運営の詳細については、『北原区公民館避難所開設・運営マニュアル』に別に定める。

補足

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要事項については、北原区評議委員会で定める。

規約改正

第 13 条 この規約の改正は北原区評議委員会で行う。

附則 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

令和 2 年 10 月 22 日一部改定。

第 11 条 自主避難所の開設・運営については、令和 3 年 3 月 28 日追加。